

南伊豆町土地利用対策委員会規程

制定 昭和 63 年 1 月 25 日規程 第 1 号 改正 平成 17 年 6 月 28 日規程 第 2 号
改正 平成 2 年 3 月 31 日規程 第 3 号 改正 平成 19 年 3 月 30 日規程 第 5 号
改正 平成 5 年 3 月 31 日規程 第 1 号

(設置の目的)

第 1 条 土地の利用に関する町の施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、南伊豆町土地利用対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は次に掲げる事項の総合調整に関する審議を行う。

- (1) 国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号)その他の法令等に基づく土地利用に関する計画の策定に関すること。
- (2) 別表に掲げる地域の指定に関すること。
- (3) 国土利用計画法の規定による許可、届出の受理その他の処分に関すること。
- (4) 南伊豆町土地利用事業等の適正化に関する指導要綱に基づく土地利用事業等の調整審議に関すること。
- (5) その他土地利用に関する事項で委員会が住民の福祉、又は自然環境の保全に著しく影響を及ぼすと認められる資源の採取又は施設の設置に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

(委員長)

第 4 条 委員長は副町長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、総務課長がその職務を代理する。

(委員)

第 5 条 委員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育長
- (2) 各課長・局長・室長

(幹事会)

第 6 条 委員会は幹事会を置き幹事は議案に關係のある課局の係長等をもって充てる。

2 幹事は、委員を補佐し委員会に出席して議案について説明し、又は意見を述べることができる。

3 幹事会は幹事長を置き、企画調整課長をもってあてる。

4 幹事会は必要に応じ、幹事長が招集する。

5 幹事会は、委員会より付託された事項及び委員会に提案すべき事項を処理する。

(議案の提出等)

第 7 条 第 2 条に基づく委員会の所掌事務を所管する課長(以下「所管課長」という。)は当該事項を処理する必要が生じた時は議案を作成し、これを委員長に提出するものとする。

2 委員長は、前項の議案を受理したときは、幹事会に対し当議案の検討を命ずるものとする。

(審議)

第8条 委員会は幹事会の検討が終了した事項について審議する。

2 委員会の審議は、委員長が招集する会議において行う。ただし急を要する場合その他特別の事情がある場合は、回議の方法により審議することができる。

3 委員会は委員長が認める軽易な案件については、幹事会の検討をもって委員会の審議の結果とすることができます。

4 委員長は議案の審議が終了したときは、その結果を町長に報告するものとする。

(検討)

第9条 幹事会は委員長の命により、委員会に提出された議案について検討する。

2 幹事長は、議案を検討するため必要があると認めるときは、関係機関の長に対し資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

3 幹事長は、議案の検討が終了したときはその結果を委員長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は企画調整課において処理する。

附 則

1 この規程は、昭和63年2月1日から施行する。

2 南伊豆町土地利用対策委員会設置規程(昭和51年南伊豆町規程第1号)は廃止する。

附 則(平成2年3月31日規程第3号)

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月31日規程第1号)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月28日規程第2号)

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規程第5号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別 表

名 称	根 抱 法 令
1 土地利用基本計画	国土利用計画法第9条
2 規制区域	同上 第12条
3 市街化区域、市街化調整区域	都市計画法第7条
4 地域地区(用途区域、風致地区に限る)	同上 第8条
5 農業振興地域	農業振興区域の整備に関する法律第8条
6 工業導入地区	農村地域工業導入促進法第5条
7 地域森林計画	森林法第5条
8 保安林(20,000 m ² 以上)	同上 第25条
9 保安施設地区(20,000 m ² 以上)	同上 第41条
10 国立公園特別保護地区、特別地域	自然公園法第17条、第18条
11 国定公園特別地域	同上
12 県立自然公園特別地域	静岡県立自然公園条例第11条
13 原生自然環境保全地域	自然環境保全法第14条
14 自然環境保全地域(国)	同上 第22条
15〃(県)	静岡県自然環境保全条例第10条
16 宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法第3条
17 工場適地	工場立地法第2条
18 沿道規制区域	道路法第44条
19 国県指定物件 (史跡、名勝、天然記念物、有形文化財等)	文化財保護法第69条、第70条 静岡県文化財保護条例第29条
20 地下水採取適正化地域	静岡県地下水の採取の適正化に関する条例第3条
21 河川予定地	河川法第56条
22 海岸保全区域	海岸法第3条
23 公有水面の埋立の免許	公有水面埋立法第2条
24 地すべり防止区域(50,000 m ² 以上)	地すべり等防止法第3条
25 砂防指定地(20,000 m ² 以上)	砂防法第2条